

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	社会福祉法人等指導監査事業費	担当所属	指導監査室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5福祉・健康・医療	事業期間	平成24年度 ~ 永年
基本施策	1地域福祉の推進	会計種別	一般会計
推進施策	(3)社会福祉法人の指導監査の充実	事業種別	法定受託事務
根拠法令要綱	社会福祉法第56条 介護保険法第23条他 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	<ul style="list-style-type: none"> 周南市が所轄する社会福祉法人 周南市が所管する指定介護保険サービス事業所 周南市が所管する指定特定相談支援事業所等
	意図	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人指導監査（社会福祉法人の健全な運営、不正の防止） 指定介護保険サービス事業所指導監査（介護保険制度の理解促進、サービスの質の確保、不適正な介護報酬請求の防止） 指定介護保険サービス事業所の指定（指定介護保険サービス事業所の指定基準の審査） 指定特定相談支援事業所等指導監査（指定障害福祉サービス事業所の健全な運営、サービスの質の向上）
	成果	社会福祉法人や指定介護保険サービス事業所等が健全な運営を行うとともに、対象市民も適正なサービスを受けることができる。
	手段	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人指導監査（社会福祉法人の認可業務、各種受付業務、指導監査業務、各種証明書発行業務） 指定介護保険サービス事業所指導監査（指定介護保険サービス事業所に対する指導監査） 指定介護保険サービス事業所の指定（指定介護保険サービス事業所の指定事務、指定変更事務、休止・廃止事務） 指定特定相談支援事業所等指導監査（指定障害福祉サービス事業所に対する指導監査）

【指標の推移】

指標名		単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込	
指標①	社会福祉法人指導監査実施数	目標値	法人	8	8	8	7
		実績値	法人	8	8	8	-
		目標達成度	%	100.00	100.00	100.00	-
指標②	指定介護保険サービス事業所指導監査実施数	目標値	事業所	19	25	32	31
		実績値	事業所	19	25	30	-
		目標達成度	%	100.00	100.00	93.75	-

指標の増減維持理由

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算
トータルコスト	千円	31,317	31,628	38,869	38,464	37,004
事業費	千円	2,009	2,156	2,149	2,159	4,329
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
一般財源	千円	2,009	2,156	2,149	2,159	4,328
人件費合計	千円	30,961	31,177	38,468	38,078	36,423
正職員	千円	29,308	29,472	36,720	36,305	32,675
人員	人	4.000	4.000	5.000	5.000	4.500

【環境変化等】

開始時の周辺環境	平成24年度以降、順次権限移譲により指導監査事業を実施
現状の周辺環境	介護サービス事業所については、介護従業者の人員確保が難しく廃止となるケースがあり、安定したサービスの提供や介護保険施設整備への影響が懸念される。
今後の予想される周辺環境	段階的な権限移譲に伴い事務量が増加傾向にあり、またサービスの多様化に伴う制度の見直しなどが予想される。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
法令等に基づき、実施すべき事業である。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
より良い社会福祉サービスの提供を促進するため、妥当である。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
指導監査の実施状況を表す指標として妥当である。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
社会福祉法人指導監査実施方針に基づく実施計画等により、実施できた。		
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
原則3年周期で指導監査を実施することとし、社会福祉法人及び指定特定相談支援事業所は達成率100%、指定介護保険サービス事業所は達成率93.75%（2事業所が実施前に廃止したため実質の達成率は100%）とすることができた。		
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
社会福祉法人等の運営やサービス内容が改善されることにより、地域福祉の推進に貢献することができた。		
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	B	向上余地が考えられる（中小程度）
指導監査の実施体制や実施方法について、より効率的・効果的に行うための余地はある。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
指導監査等の実施に必要な経費であり、削減の余地はない。		
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
他に同様の事業はなく、統合・代替できるものはない。		
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である
法令等に基づく実施であるため最適といえる。		

【総合評価】		
評価	A	指導監査の実施等により、社会福祉サービスの質が確保される体制を引き続き維持していく必要がある。

【改革案】

今後の実施方向性 維持		期待効果		
実効性のある指導となるよう専門的知識を習得し、職員の指導監査能力の向上と指導監査体制の充実に努めることで、より適正なサービスを確保する。		コスト		
		削減	維持	増大
成果	上昇			
	維持 縮小	○		
改革効果（どのような効果が期待できるか）				